

日本財団職親プロジェクト約款

2015年11月6日

職親企業は、本プロジェクトに参加する前に、本約款の内容に同意し、その旨の書面を日本財団に提出した後に、本プロジェクトに参加することができます。

第1条（目的）

本プロジェクトは、法務省をはじめとする関係各省庁、企業、NPO、元受刑者らによる自助組織など社会全体からの支援を得て、少年院出院者・刑務所出所者（以下「対象者」という）の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、対象者が前向きに生きるために「やり直しの出来る社会」を作ることを目的とする。

第2条（活動）

本プロジェクトは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 一人をみんなで支える仕組づくりを行う。
- (2) 就労や住居、教育、仲間作りを含めた包括的な支援を行う。
- (3) その他「誰でもやり直しが出来る社会」を目指した取り組みを行う。

第3条（職親企業）

1. 職親企業とは、日本財団とともに本プロジェクトを構成する企業等であり、以下の要件を全て満たす企業等で、日本財団に対し職親企業になりたい旨申入れ、日本財団が認めた企業等をいう。
 - (1) 第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。
 - (2) 対象者の身元引受人となる者を、当該企業等の代表者または役職員から選出すること。
 - (3) 本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。
 - (4) 日本財団もしくは日本財団が指定する者による対象者の就労状況視察を受け入れること。
 - (5) 職親企業の代表者から本プロジェクト参加に関する推薦を受けること。
2. 前項(5)に定める推薦がない場合でも、以下の条件を満たす場合には、前項の申入れをすることができるものとする。
 - (1) 申込みに先立ち、企業等の代表者が第7条に定める連絡会議に2回以上参加すること。
 - (2) 企業等の所在地における就労支援事業者機構及び保護観察所等に対して日本財団が実施する当該企業等の活動状況の確認を踏まえ、日本財団から参加の許可が得られること。
3. 本プロジェクト参加から1年以上を経過した職親企業の代表者は、第1項(5)における他の企業等を推薦できる資格を有する。
4. 職親企業は、諸事情により参加を継続できない場合は、所定の手続きにより、本プロジェクトへの参加を取りやめることができるものとする。

第4条（反社会的勢力の排除）

1. 職親企業は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）。

②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。

③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。

④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。

2. 職親企業は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。

②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為。

③その他前各号に準ずる行為。

3. 職親企業が前2項に違反したときは、相手方当事者は、違反した当事者に対する何らの通知催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。解除により当該違反をした当事者に損害が生じた場合にも、その相手方当事者は何らの責任も負担しないものとする。

第5条（職親企業のなすべき事項）

職親企業は、本プロジェクトを遂行するにあたり、下記の(1)から(8)に該当する事項を行わなければならない。

(1) 法務省が所管する協力雇用主制度における協力雇用主として登録する。

(2) 厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録する。

(3) 対象者の常用雇用を積極的に検討する前提で最長6カ月の間対象者に就労体験の機会を提供する。

(4) 対象者を保護者とは同居させずに、日本財団の指定する中間支援施設、更生保護施設・自立準備ホーム・社員寮などに居住することに同意する。

(5) 対象者には原則として中間支援施設が提供する教育プログラムを受けさせることに同意する。

(6) 対象者には原則として週4日の就労と、週1日の教育プログラムを提供する。また教育プログラム参加日についても給与を支払う。

(7) 連絡会議に参加する。

(8) 毎月、就労状況などの報告書を本プロジェクトへ提出する。

(9) 登録情報、担当者などに変更があった場合は、すみやかに本プロジェクトに報告する。

(10) 職親企業としての活動を行う上で関係する法令を遵守する。

第6条（対象者）

本プロジェクトの対象者は、少年院からの出院者または刑務所からの出所者で以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 少年院又は刑務所内での自立、更生の意欲が高い者。

(2) 応募時の入院又は入所に係る事犯が初入（過去に少年院での矯正教育を受けたことがなく、禁錮、懲役に処せられたことがない）、もしくは犯罪傾向の進んでいない者。

(3) 出院又は出所後に6か月以内の就労体験に参加できる者。

(4) (3)の就労体験に加え、本プロジェクトが提供する教育プログラムを受講する意思のある者。

(5) 下記に該当しない者。ただし、職親企業と日本財団の双方が認めた者はこの限りではない。

① 法定刑に死刑又は無期の懲役・禁錮がある罪を犯した者

② 薬物事犯者

③ 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ事犯者、準強姦事犯者

④ 満14歳未満の者に対して罪を犯した者

⑤ 東京都暴力団排除条例第2条4号の「暴力団関係者」及び暴力団関係者でなくなったときから5年を経過しない者

⑥ その他本プロジェクトに適当でないと判断された者

第7条（連絡会議）

1. 本プロジェクトは、就労体験の期間中、保護観察所その他本プロジェクトの関係者を招き、対象者の状況の報告・確認、問題点の協議・解決その他本プロジェクトの推進のために必要なことを協議するため、連絡会議を開催する。

2. 連絡会議は隔月開催とする。ただし、日本財団または職親企業のいずれかが必要と認めた場合は随時開催することができる。

3. 連絡会議には、日本財団及び職親企業の担当者が原則として必ず参加するものとする。

4. 連絡会議の詳細は別途定める。

第8条（職親企業の取消）

次のいずれかに該当する場合は、日本財団は職親企業の資格を取り消し、本プロジェクトへの参加を取り止めさせることができる。

(1) 連絡会議に積極的に参加できない場合

(2) 第5条の事項を実施しない場合

(3) その他、日本財団が職親企業として不相当と判断した場合

第9条（情報の取り扱いについて）

職親企業は、自らが収集した情報、登録情報などについて、本プロジェクトの方針に従って利用、管理されることを承諾する。

第10条（権利義務の譲渡）

職親企業は、本約款に基づいて発生した権利および義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第11条（守秘義務）

1. 職親企業は、本プロジェクト及び日本財団の事前の承認なくして、本プロジェクトへの参加にあたって知り得た業務上、技術上、その他一切の秘密情報（個人を特定することができる顧客情報を含む。）を公表もしくは第三者へ開示し、または本約款で定められた事項以外の目的で使用してはならない。
2. 前項の定めに係わらず、次の各号の一に該当する情報については、前項の適用外とする。
 - (1) 職親企業が知り得た時点で、既に公知になっていた情報
 - (2) 職親企業が知り得た後、職親企業の責によらない事由により公知になった情報
3. 本条の規定は、職親企業でなくなった後も適用されるものとする。

第12条（損害賠償）

日本財団および職親企業は、本プロジェクトに関連して、自己の責に帰すべき事由により、他の本プロジェクト構成員（日本財団、職親企業）及び第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第13条（約款の変更等）

1. 日本財団は、本約款を変更することができる。
2. 日本財団は、本約款を変更しようとする場合、電子メールまたは本プロジェクトに関するウェブサイト等を使い随時、職親企業に告知する。
3. 前項に基づき、本変更を告知した日から本プロジェクトが定める期間（定めがない場合は告知の日から4週間）以内に職親企業が参加を取りやめない場合、当該職親企業は本約款の変更に同意したものとみなし、当該職親企業と日本財団との間で変更後の約款の効力が発生するものとする。

第14条（協議・管轄裁判所）

1. 本プロジェクトに関連して日本財団と職親企業との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
2. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。